

森の台小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改定

I いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめはどの集団にも、どの学校・どの学級・どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない学校を実現するためには、学校だけでなく、保護者、地域など、みんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら児童の指導を進めていく必要がある。さらに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学級・学校の実現に努めるように指導していくことも肝要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止対策推進法では、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

本校では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であると考えている。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目しながら、背景にある個々の事情・状況の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また昨今は SNS 上でのいじめも多発している。SNS 上のやり取りは大人が目が届きにくく、児童自身も被害を訴えにくい特徴があるため、学校としては、情報モラル教育を計画的に行い、家庭と連携して適切な端末利用ができるよう支援していく。また、SNS 上でのトラブルについて相談があった場合には、速やかに事実確認を行い、必要に応じて保護者や関係機関と協力しながら、児童の心身の安全を最優先に対応する。さらに、児童が安心して相談できる環境づくりに努め、SNS を含むいじめの兆候を見逃さないよう教職員間で情報共有を徹底する。

(2) いじめ防止等に向けての基本的な考え方

本校の立地は横浜線中山駅に程近く、学区内には多くの住宅がある地域である。地域の住民や保護者の方々は地域や学校への関心が高く、学校の教育活動にも協力的であり、いじめや暴力を根絶しようという意識も高いと感じられる。こうした地域の特性を踏まえ、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちがいじめや暴力を「しない」、周囲がいじめを「させない」、そして大人も子どももいじめを「見逃さない」という意識を啓発・共有しながら、他者を排除しない温かな環境の中で子どもを育てていくことが大切である。

横浜市では、「こども基本法」および「こども大綱」において、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。また、2025(令和7)年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもがその個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることが市の責務として示されている。

本校においても、これらの横浜市の基本理念を踏まえ、すべての子どもが安心して過ごせる学校づくりを進めるとともに、いじめの防止、早期発見、早期対応に学校・家庭・地域・関係機関が一体となって取り組むことを重視している。子どもの意見を丁寧に聴き、その意思を尊重しながら、子どもが主体的に学校生活をつくり上げていけるよう支援することを、本校のいじめ防止の基本的な方向性として位置付けている。

【学校として】

- ア あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校を目指す。
- イ いじめは、どこの学級にも、誰にでも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるように保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ウ いじめは絶対に許さないこと、いじめられている子を守りに抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップをもとに、児童支援専任を中心に組織的に取り組む。
- エ 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むために、児童の発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童への定期的なアンケートや子ども面談を実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

【保護者として】

- ア 誰もがいじめの加害者にも被害者にもなりうることを強く意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、日頃からいじめの被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- イ いじめを発見、またはいじめの恐れがあると思われる場合には速やかに学校、関係機関等に相談または連絡する。
- ウ 家庭での情報機器端末の使用は保護者の責任であり、SNS の使い方等、家庭での情報モラル教育に努める。

【子どもとして】

- ア 何事にも一生懸命に取り組むとともに、他者に対して思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときには、当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりすることに努める。

【地域・関係機関として】

- ア 子どもにかかわる活動の中で、いじめの兆候を見つけたら学校へ情報提供する。
- イ 当事者として問題に向き合い、児童の気持ちに寄り添って対応する。

II 学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的にするため、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 委員会の構成

- 「いじめ防止対策委員会(定例)」
管理職、各学年主任、教務主任、児童支援専任教諭、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。
- 「いじめ防止対策委員会(臨時)」
学校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、当該担任、学年主任、その学年の人権・児童指導委員などとする。

※必要に応じて区役所・児童相談所・警察などの関連機関、学校カウンセラーや SSW、療育センター等の専門家の参加を求める。

※重大事態の調査を学校が主体で行う場合には、弁護士等の第三者を加える。

(2) 運営

- 定例会は月 1 回開催する。
- いじめの疑いがある場合は、随時臨時委員会を開催する。
- 管理職は、学校としての組織的な対応方針を決定し、会議録を校長室で保管する。

○毎月、教育委員会へいじめ認知報告書を提出する。

(3)活動内容

いじめの未然防止および早期発見のために、学校では日常的に各学年での情報共有を行い、児童の状況を的確に把握するよう努めている。また、児童の実態に応じた指導方法を検討し、いじめ防止基本方針の点検や児童理解に関する研修を計画的に実施することで、教職員全体の指導力向上を図っている。さらに、いじめ対応情報管理システムを活用し、情報の一元化と迅速な対応につなげている。

いじめに関する訴えや情報提供があった場合には、担任だけで抱え込むことなく速やかに委員会へ報告し、委員会が中心となって調査・支援・指導の方針を決定する。必要に応じて保護者とも情報を共有し、いじめが解消に至るまで継続的に支援を行う。

また、取組の質を高めるために、年間計画を作成し、実行し、その成果を検証するサイクルを確立している。校内研修を実施し、教職員の理解と対応力を高めるとともに、PDCA サイクルに基づいて取組の見直しを行い、より効果的ないじめ防止対策の推進に努めている。

Ⅲ 年間計画

・年間計画

	研修会等	未然防止・早期発見策
4月	<input type="checkbox"/> 児童指導研修 ～学級開き～ <input type="checkbox"/> 児童指導研修 ～SOS の出し方プログラム～ <input type="checkbox"/> 組織の役割の確認 <input type="checkbox"/> 新年度の児童の実態把握	<input type="checkbox"/> 学活 ～学級・学年づくり～ <input type="checkbox"/> 道徳 ～いじめのないクラスづくり～ <input type="checkbox"/> 地域訪問 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
5月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> いじめ解決のための生活アンケート① (記名式) <input type="checkbox"/> 子ども面談 <input type="checkbox"/> 個人面談 <input type="checkbox"/> 学校生活についてのアンケート① <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
6月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> 子どもの社会的スキル横浜プログラム① <input type="checkbox"/> 非行防止教室 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
7月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 横浜子ども会議(中山中ブロック) <input type="checkbox"/> 夏期児童理解研修 ～YP アセスメントシートの活用法～	<input type="checkbox"/> インターネット講座(高学年対象) <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
8月	<input type="checkbox"/> 夏期特別支援研修 ～傾聴訓練～ <input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 横浜子ども会議(緑区) <input type="checkbox"/> 小中連携協議会	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
9月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> 個人面談 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
10月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 児童理解研修	<input type="checkbox"/> 学校生活についてのアンケート② <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
11月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握(全校遠足に向けて)	<input type="checkbox"/> 子どもの社会的スキル横浜プログラム② <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
12月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 横浜子ども会議	<input type="checkbox"/> いじめ解決のための生活アンケート② (無記名式) <input type="checkbox"/> 子ども面談

		<input type="checkbox"/> 個人面談 <input type="checkbox"/> 人権週間 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
1月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> 子ども面談 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
2月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
3月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 次年度へ向けまとめと引き継ぎ	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー

IV いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1)いじめの未然防止

児童の誰もが安全で安心して学び、過ごすことができる場とするため、学校経営計画等をもとに教育活動を進める。特に「道徳科」を中心に、学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童が自ら他者との違いを認め、自尊意識を高められるような授業づくりに努める。また、子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成する意識を育むため、発達段階に応じていじめ防止の取組が実践できるよう、児童会活動の計画委員会などの活動に計画的に取り入れる。

さらに、学校掲示板を活用し、子どもたちの心に届くメッセージを定期的に掲載することで、日常的にいじめ防止の意識を高める環境づくりを行う。担任・学年・児童支援専任・養護教諭が日頃から密に連絡を取り合い、学校全体で子どもたちを見守る体制を整える。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見に向けて、学校では日常的に児童の様子に関する情報共有を行い、いじめの芽を見逃さない教職員の見守り体制を構築する。放課後キッズクラブや学童保育などの関係機関とも連携し、学校外での様子も含めて多面的に児童を把握することで、早期発見につなげる。

また、学校生活についてのアンケート(5月・10月)や、いじめ解決のための生活アンケート(5月記名式・12月無記名式)を定期的実施する。5月と12月には、アンケート結果をもとに「子ども面談」を行い、担任と児童が一对一でじっくり話す時間を設ける。必要に応じて教育相談も行き、児童が悩みを抱え込まずに相談できる環境づくりを進める。

(3)いじめに対する措置

いじめの疑いが生じた段階で、担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に組織的かつ迅速に対応する。被害児童および保護者には心に寄り添った支援を行い、加害児童および保護者に対しても継続的な指導・支援を実施する。事実確認は、担任に加え、学年職員、児童支援専任、養護教諭など複数名で行い、客観性と正確性を確保する。

いじめが犯罪行為に該当すると認められる場合や、児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、警察や関係機関、専門機関と連携して対応する。対策委員会では、情報共有、対応方針の決定、活動状況の記録を適切に行い、組織としての対応を徹底する。

また、いじめの解消については、「行為が少なくとも3か月間止んでいること」と「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たす必要があることを全職員が理解し、被害児童を継続的に見守る。

(4)教職員等への研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画に基づき、児童理解研修やいじめ防止研修を計画的に実施する。毎月の職員会議でも短時間の研修を行い、教職員一人ひとりが、つらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いを受け止める力を高めることを目指す。これらの研修を通して、いじめ防止に関わる指導を確実に実施できる教職員の資質向上を図る。

(5)保護者・地域への発信と連携

学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を積極的に発信する。学校説明会、入学説明会、PTA運営委員会、まちとともに歩む学校づくり懇話会、

学家地連などを通して、保護者や地域と連携・協力を図る。

また、学校ホームページや学校だよりを活用した情報発信を行うとともに、ネットマナーに関する講演会などを実施し、家庭や地域とともに子どもを守る体制づくりを進める。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

本校は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に従い、いじめの重大事態を次のように定義する。

【重大事態の定義】

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(第1項第1号)

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第1項第2号)。

(2) 発生の報告

重大事態(その疑いを含む)を把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、必要な手続きを開始する。学校は、児童の安全確保を最優先に、関係機関との連携を図りながら適切に対応する。

(3) 調査の進め方

重大事態に関する調査を学校が中心となって行う場合には、いじめ防止対策委員会を中核として、組織的かつ迅速に対応する。調査は概ね3か月以内の完了を目指し、事実関係の確認を丁寧に進める。調査結果については教育委員会へ報告するとともに、児童および保護者に対しても、確認された事実関係を丁寧に説明し、理解を得ながら対応を進める。

V いじめ防止対策の点検・見直し

この学校いじめ防止基本方針に示した、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、毎年点検や必要に応じた組織や取組等の見直しを行う。また、学校評価に「いじめ防止の取り組み」を位置づける(令和8年度～)。学校いじめ防止基本方針を改定した際は、改めてHPに公表する。